

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
○福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	三
○福島県企業局 ○福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	三
○福島県病院 ○福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	五
○福島県議会 ○福島県議会議長が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規程	七
○福島県教育委員会 ○福島県教育委員会が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規則	七
○福島県公安委員会 ○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	七
○福島県警察本部 ○福島県警察本部長が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める告示	八
○福島県監査委員 ○福島県代表監査委員が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規程	八
○福島県人事委員会 ○福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	八
○地方公務員法第八條第一項第十二号の規定により福島県人事委員会の権限に属せしめる事務を定める条例第一条第二項に規定する意見陳述の機会の付与に関する手続を定める規則	九
○福島県人事委員会が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規則	九

規 則

当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規則

○福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県漁業調整委員会

○福島県漁業調整委員会が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規程

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第七十号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和二十八年福島県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条、第五条の二、第五条の四、第六条の四、第六条の五、第九条、第十条、第十一条、第十三条の二、第十三条の三及び第十六条並びに附則第七項から第九項まで及び第十六項」を削る。

第二条第一項第二号中「「負傷又は病氣(以下「傷病」という。)」を「傷病」に改め、同項第三号イを削り、同号ウ中「第十五条第一項第一号」を「第一条の二第一項第一号」に改め、同号ウを同号イとし、同項第四号中「かかる」を「係る」に改め、同条第二項中「書類が」を「書類を」に、「同項各号に掲げる書類は、その後」を「当該退職した者は、同項各号に掲げる書類を当該申出後」に改める。

第五条第二項第一号中「」の職員」を「」に使用されていた者」に、「国の職員」を「国家公務員(常時勤務に服することを要する者に限る。以下同じ。)」に改め、同項第二号中「国の職員」を「国家公務員」に、「会社の職員」を「会社の社員」に改め、同項第三号中「国の職員」を「国家公務員」に、「地方公共団体の職員」を「地方公共団体の公務員」に、「の職員」を「」に使用される者」に改め、同項第四号中「国の職員」を「国家公務員」に、「地方公共団体の職員」を「地方公共団体の公務員」に、「の職員」を「」に使用される者」に改め、同項第五号中「国の職員」を「国家公務員」に、「地方公共団体の職員」を「地方公共団体の公務員」に改め、同項第六号中「国の職員」を「国家公務員」に、「地方公共団体の職員」を「地方公共団体の公務員」に、「特殊機関に使用される者」に、「外国政府の職員」を「外国政府に使用される者」に改め、同条第三項第一号中「国又は他の地方公共団体の職員」を「国家公務員又は他の地方公共団体の公務員」に改め、同項第二号中「国の職員」を「国家公務員」に改め、同条第八項中「県が設立した地方独立行政法人法(平成十五年

法律第百十八号)第六十八号第一項に規定する公立大学法人(以下「公立大学法人」という。)の職員」を「県立大学法人職員」に、「公立大学法人の職員」を「県立大学法人職員」に、「公立大学法人の退職手当」を「県立大学法人の退職手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(条例第九条の二第一項の規則で定める法人)
第五条の二 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 福島県道路公社
- 二 福島県土地開発公社
- 三 財団法人福島県農業振興公社(昭和四十年四月一日に財団法人福島県農業開発機械公社という名称で設立された法人をいう。)
- 四 旧福島県住宅供給公社
- 五 地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人
- 六 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等

第十三条の二第五号中「傷病」を「特定傷病」に改める。
 第十六条の二から第十六条の四までを次のように改める。
 (懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関)

第十六条の二 条例第十三条第二号に規定する規則で定める機関は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める機関とする。

- 一 知事 知事
- 二 職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がないものであつて、前号に掲げる者以外のもの 職員の退職の日において当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)の任命権を有する機関

(一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情)

第十六条の三 条例第十四条第一項に規定する規則で定める事情は、当該退職をした職員であつた者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であつた者の勤務の状況、当該退職をした職員であつた者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした職員であつた者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響とする。

(一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる場合に勘案すべき事情)

第十六条の四 条例第十九条第六項に規定する規則で定める事情は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち同条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当に係る租税の額とする。

第二十条の見出しを「(国家公務員等の在職期間の通算)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「国又は他の地方公共団体(地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を含む。以下同じ。)」の職員(以下「国の職員等」という。)」を「国家公務員又は他の地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を含む。以下同じ。)」の公務員(同項に規定する特定地方独立行政法人に使用される者を含む。以下同じ。)(以下これを「国家公務員等」という。)」に、「国の職員等として」を「国家公務員等として」に、「国又は当該地方公共団体以外の地方公共団体の職員」を「国家公務員又は当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員」に、「国の職員等となつた」を「国家公務員等となつた」に、「国の職員等」を「国家公務員等」に改め、同項第一号中「第十四条」を「第二十一条第二項」に、「国の職員等」を「国家公務員等」に改め、同項第二号中「国の職員」を「国家公務員」に改め、「(条例第九条の二第三項第一号に規定する特定地方公務員をいう。以下同じ。)」を削り、「特定公庫等(条例第九条の二第二項に規定する特定公庫等をいう。以下同じ。)」に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。)」を「特定公庫等職員」に改め、同項第三号及び第四号中「国の職員」を「国家公務員」に改め、同条第二項中「国の職員等」を「国家公務員等」に改め、同条第三項中「旧電信電話公社の職員」を「旧電信電話公社に使用される者」に、「旧公社の職員」を「旧公社職員」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「の職員」を「に使用される者(常勤の者に限る。)」に改め、同条第八項中「(地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削り、同条第九項中「の職員」を「に使用される者」に改める。

第二十條の二中「地方公共団体の職員」を「地方公共団体の公務員」に、「における職員」を「の公務員」に、「の職員」を「の公務員」に改める。
 第二十条の四第一項中「の国の職員等」を「に規定する国家公務員等」に、「第四条に規定する者に相当する国の職員等」を「国家公務員等以外の者のうち第四条に規定する者に相当する者」に改め、同条第二項中「国の職員等」を「国家公務員等」に改める。
 第二十一条中「国の職員若しくは他の地方公共団体の職員」を「国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員」に改める。
 第二十二条第二項中「第十五条」を「第二条の二」に改める。
 第二十四条第一号中「国又は同条第三項第一号に規定する」を「同条第三項第一号に規定する国家公務員又は」に改め、同条第二号中「第九条の二第六項」を「第九条の二第四項」に、「移行型一般地方独立行政法人の職員」を「移行型法人職員」に改める。
 第二十五条第一項第一号ア中「公立大学法人」の下に「(地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)」を加える。
 第二十六条中「一条例第五条の二第二項に規定する基礎在職期間(以下「基礎在職期間」という。)」を「基礎在職期間」に改める。
 第三十条中「扶養手当」の下に「の月額」を、「地域手当」の下に「の月額又はこれらの給与」を加える。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とする。

第三十三条第一項第三号中「国又は地方公共団体の職員」を「国家公務員又は他の地方公共団体の公務員」に、「第九条の三第一項及び第九条の四」を「第十条第一項及び第二十一条第六項」に改め、同号ア中「傷病」を「特定傷病」に改め、同号ウ中「条例第二条第三項、第九条の二第四項、第九条の三第三項、第九条の四又は第十四条」を「条例第二十一条各項(第四項を除く。)」に改め、同条第二項第一号中「傷病」を「特定傷病」に改め、同条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とする。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式 第三号
第二十二号様式から第二十七号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正(福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(昭和四十八年福島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「国の職員」を「国家公務員」に、「地方公共団体の職員」を「地方公共団体の公務員」に改める。
附則第四項から第八項までの規定中「国の職員」を「国家公務員」に改める。
附則第九項中「新条例第二条の三」を「福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)第二条の四」に、「国の職員」を「国家公務員」に改める。

(職員業務課福利厚生室)

福島県規則第七十一号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二福島県営蛭子団地の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県企業局

福島県企業局職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年7月14日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第5号

福島県企業局職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業局職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(昭和44年福島県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項第1号中「福島県職員の退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項」に改め、「その他の法人又は福島県住宅供給公社」を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 条例第16条第2項に規定する企業管理規程で定める事情は、当該退職をした職員であつた者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であつた者の勤務の状況、当該退職をした職員であつた者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした職員の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響とする。

第8条の3を第8条の11とする。

第8条の2第1項中「第16条第5項」を「第16条第13項」に改め、同条第2項中「第16条第5項」を「第16条第13項」に改め、同項第5号中「傷病」を「特定傷病(福島県職員の退職手当に関する条例第3条第2項に規定する特定傷病をいう。)」に改め、同条第3項中「第16条第5項」を「第16条第13項」に改め、同項第2号中「第16条第7項」を「第16条第15項」に改め、同条第4項中「第16条第5項」を「第16条第13項」に改め、同条第5項中「第16条第8項及び第9項」を「第16条第16項及び第17項」に改め、同条第8条の10とし、第8条の次に次の8条を加える。

第8条の2 管理者は、条例第16条第2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を福島県報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした職員であつた者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

第8条の3 退職をした職員であつた者か次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした職員であつた者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（条例第16条第3項第1号に規定する起訴をいう。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした職員であつた者に対してまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした職員であつた者が基礎在職期間（条例第16条第3項第1号に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした職員であつた者に対してまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした職員であつた者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
 - (1) 当該退職をした職員であつた者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は管理者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し退職手当の額を支払うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 管理者が、当該退職をした職員であつた者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職処分（条例第16条第2項第1号に規定する懲戒免職処分をいう。以下同じ。）を受けるときは、在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかならぬものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。
 - 3 死亡による退職をした職員であつた者の遺族（福島県職員の退職手当に関する条例（昭和28年福島県条例第35号）第2条の2に規定する遺族をいう。以下同じ。）（退職をした職員であつた者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額を支払う権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。））に対し、当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
 - 4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。
 - 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、管理者は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者とその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し既に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定したとき。
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、条例第16条第3項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過したとき。
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、条例第16条第3項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したとき。
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った場合において、当該支払差止処分を受けた者が条例第16条第4項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したときは、管理者は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、管理者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する条例第16条第13項から第17項までの規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、退職手当の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該退職手当の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該退職手当の額を支払う権利を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に条例第16条第13項から第17項までの規定による退職手当（以下この項において「失業等給付退職手当」という。）の額の支払を受けているときは、当該退職手当の額から既に支払を受けた失業等給付退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該退職手当の額が既に支払を受けた失業等給付退職手当の額以下であるときは、当該退職手当は、支払わない。
- 10 前条各項の規定は、支払差止処分について準用する。
- 第8条の4 管理者は、条例第16条第3項第3号又は同条第4項の規定による処分を行うおうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 2 福島県行政手続条例（平成7年福島県条例第55号。以下「行政手続条例」という。）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 3 第8条の2各項の規定は、条例第16条第3項及び第4項の規定による処分について準用する。
- 4 支払差止処分に係る退職手当に関し条例第16条第3項又は第4項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。
- 第8条の5 条例第16条第5項第3号に該当するときに於ける同項の規定による処分は、

当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

2 管理者は、条例第16条第5項の規定による処分を行うときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

3 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

4 第8条の2第1項の規定は、条例第16条第5項の規定による処分について準用する。
第8条の6 第8条の2第1項及び前条第2項の規定は、条例第16条第6項の規定による処分について準用する。

2 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第2項の規定による意見の聴取について準用する。

第8条の7 条例第16条第8項に規定する管理者の企業管理規程で定める通知は、第8条の5第3項又は前条第2項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知とする。

第8条の8 条例第16条第7項から第11項までの規定による処分に基づき納付する金額は、第8条に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち条例第16条第7項から第11項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなつてはならない。

2 第8条の2第1項及び第8条の5第2項の規定は、条例第16条第7項から第11項までの規定による処分について準用する。

3 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第8条の5第2項の規定による意見の聴取について準用する。

第8条の9 管理者は、条例第16条第3項第3号又は同条第4項から第11項までの規定による処分を行うときは、福島県人事委員会に諮問しなければならない。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程第8条から第8条の9までの規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(経営企画課)

福島県病院局

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年7月14日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

福島県病院局管理規程第5号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院局管理規程第3号の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「福島県職員の退職手当に関する条例（昭和28年福島県条例第35号）第9条の2第1項」を「国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項」に改め、「その他の法人又は福島県住宅供給公社」を削る。

第29条を次のように改める。

第29条 条例第23条第2項に規定する企業管理規程で定める事情は、当該退職をした職員であつた者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であつた者の勤務の状況、当該退職をした職員であつた者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした職員の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響とする。

第29条の2中「第23条第5項」を「第23条第13項」に改め、同条を第29条の10とし、第29条の次に次の8条を加える。

第29条の2 管理者は、条例第23条第2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を福島県報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第29条の3 退職をした職員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした職員であつた者に対し、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（条例第23条第3項第1号に規定する起訴をいう。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした職員であつた者に対し、まだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした職員であつた者が基礎在職期間（条例第23条第3項第1号に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした職員であつた者に対し、まだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした職員であつた者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした職員であつた者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、

その者が逮捕されたとき又は管理者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思量するに至ったときであつて、その者に対し退職手当の額を支払うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 管理者が、当該退職をした職員であつた者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在职期間中に懲戒免職処分(条例第23条第2項第1号に規定する懲戒免職処分をいう。以下同じ。)を受けるべき行為(在职期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなるものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした職員であつた者の遺族(福島県職員の退職手当に関する条例(昭和28年福島県条例第35号)第2条の2に規定する遺族をいう。以下同じ。)(退職をした職員であつた者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、管理者は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定したとき。

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、条例第23条第3項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過したとき。

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、条例第23条第3項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したとき。

6 第3項の規定による支払差止処分を行った場合において、当該支払差止処分を受けた者が条例第23条第4項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したときは、管理者は、速やかに当該支払差止処分を取り消さな

ければならない。

7 前2項の規定は、管理者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する条例第23条第13項の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、退職手当の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該退職手当の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該退職手当の額の支払を受けるに至つたときを含む。)において、当該退職をした職員であつた者が既に条例第23条第13項の規定による退職手当(以下この項において「失業等給付退職手当」という。)の額の支払を受けているときは、当該退職をした職員であつた者が受けた失業等給付退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該退職手当の額が既に支払を受けた失業等給付退職手当の額以下であるときは、当該退職手当は、支払われない。

10 前条各項の規定は、支払差止処分について準用する

第29条の4 管理者は、条例第23条第3項第3号又は同条第4項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

2 福島県行政手続条例(平成7年福島県条例第55号。以下「行政手続条例」という。)

第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

3 第29条の2各項の規定は、条例第23条第3項及び第4項の規定による処分について準用する。

4 支払差止処分に係る退職手当に関し条例第23条第3項又は第4項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

第29条の5 条例第23条第5項第3号に該当するときに於ける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

2 管理者は、条例第23条第5項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

3 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

4 第29条の2第1項の規定は、条例第23条第5項の規定による処分について準用する。

第29条の6 第29条の2第1項及び前条第2項の規定は、条例第23条第6項の規定による処分について準用する。

2 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第2項の規定による意見の聴取について準用する。

第29条の7 条例第23条第8項に規定する管理者の企業管理規程で定める通知は、第

29条の5第3項又は前条第2項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知とする。

第29条の8 条例第23条第7項から第11項までの規定に基づき納付する金額は、第29条に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち条例第23条第7項から第11項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えないこととなつてはならない。

2 第29条の2第1項及び第29条の5第2項の規定は、条例第23条第7項から第11項までの規定による処分について準用する。

3 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第29条の5第2項の規定による意見の聴取について準用する。

第29条の9 管理者は、条例第23条第3項第3号又は同条第4項から第11項までの規定による処分を行おうとするときは、福島県人事委員会に諮問しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程第29条から第29条の9までの規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。(病院総務課)

福島県議会

福島県議会告示第三号

福島県議会議長が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規程を次のように定める。
平成二十一年七月十四日

福島県議会議長 佐藤 憲 保

福島県議会議長が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規程

(趣旨)

第一条 この規程は、福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号。以下「条例」という。)第十四条第一項及び第十九条第六項の規定に基づき、退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定めるものとする。
(一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情)

第二条 条例第十四条第一項の規定に基づき退職手当管理機関の定める事情は、当該退職をした職員であつた者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であつた者の勤務の状況、当該退職をした職員であつた者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした職員の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響とする。

(一般の退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる場合に勘案すべき事情)

第三条 条例第十九条第六項の規定に基づき退職手当管理機関の定める事情は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち同条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当に係る租税の額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(総務課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規則をここに公布する。
平成二十一年七月十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十六号

福島県教育委員会が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号。以下「条例」という。)第十四条第一項及び第十九条第六項の規定により、退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定めるものとする。

第二条 条例第十四条第一項に規定する退職手当管理機関の規則で定める事情は、当該退職をした職員であつた者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であつた者の勤務の状況、当該退職をした職員であつた者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした職員の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響とする。

(一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる場合に勘案すべき事情)

第三条 条例第十九条第六項に規定する退職手当管理機関の規則で定める事情は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち同条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当に係る租税の額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(理 利 課)

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月14日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第10号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則(昭和32年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第8号を次のように改める。

(8) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(警 務 課)

福島県警察本部

福島県警察本部告示第27号

福島県警察本部長が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める告示を次のように定める。

平成21年7月14日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

福島県警察本部長が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の

納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める告示

(趣旨)

第1条 この告示は、福島県職員の退職手当に関する条例(昭和28年福島県条例第35号。

以下「条例」という。)第14条第1項及び第19条第6項の規定に基づき、退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定めるものとする。

(一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情)

第2条 条例第14条第1項の規定に基づき退職手当管理機関の定める事情は、当該退職をした職員であった者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であった者の勤務の状況、当該退職をした職員であった者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした職員であった者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響とする。

(一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる場合に勘案すべき事情)

第3条 条例第19条第6項の規定に基づき退職手当管理機関の定める事情は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち同条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当に係る租税の額とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(警 務 課)

福島県監査委員会

福島県監査委員会告示第三号

福島県代表監査委員が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規程を次のように定める。

平成二十一年七月十四日

福島県監査委員

福島県代表監査委員が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の

納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号。以下「条例」という。)第十四条第一項及び第十九条第六項の規定に基づき、退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定めるものとする。

(一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情)

第2条 条例第十四条第一項の規定に基づき退職手当管理機関の定める事情は、当該退職をした職員であった者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であつ

た者の勤務の状況、当該退職をした職員であった者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした職員の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響とする。

(一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる場合に勘案すべき事情)

第三条 条例第十九条第六項の規定に基づき退職手当管理機関の定める事情は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち同条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当に係る租税の額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(監査総務課)

福島県人事委員会

福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十四号

福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会事務局組織規則(昭和五十八年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 地方公務員法第八条第一項第十二号の規定により福島県人事委員会の権限に属せしめる事務を定める条例(平成二十一年福島県条例第七十一号)第一条第一項各号に規定する事項の調査審議に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

地方公務員法第八条第一項第十二号の規定により福島県人事委員会の権限に属せしめる事務を定める条例第一条第二項に規定する意見陳述の機会の付与に関する手続を定める規則をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

福島県人事委員会

福島県人事委員会規則第十五号

委員長 新城 希子

地方公務員法第八条第一項第十二号の規定により福島県人事委員会の権限に属せしめる事務を定める条例第一条第二項に規定する意見陳述の機会の付与に関する手続を定める規則

(趣旨)

第一条 地方公務員法第八条第一項第十二号の規定により福島県人事委員会の権限に属せしめる事務を定める条例(平成二十一年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。)
第一条第二項に規定する口頭で意見を述べる機会の付与(以下「意見陳述の機会の付与」という。)に関する手続については、この規則の定めるところによる。
(意見陳述の機会の付与の申立ての意思の有無の確認)

第二条 人事委員会は、条例第一項各号に規定する処分の際し、退職手当管理機関(福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)第三号第二号の退職手当管理機関をいう。)、福島県教育委員会(条例第一項第一号第二号に規定する諮問を行う場合に限る。)、福島県公営企業の管理者又は福島県立病院事業の管理者から諮問されたときは、当該処分を受けるべき者(以下「当事者」という。)に対し、条例第一項第二項に規定する申立てを行う意思の有無の確認をするものとする。

(行政手続条例の準用)

第三条 福島県行政手続条例(平成七年福島県条例第五十五号)第十五条(第二項を除く。)、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条(第一項を除く。)、第二十二号及び第二十三号の規定は、前条の規定による意思の有無の確認の結果、当事者から口頭で意見を述べる旨の申立てがあった場合における意見陳述の機会の付与について準用する。この場合において、これらの規定中「聴聞」とあるのは「地方公務員法第八条第一項第十二号の規定により福島県人事委員会の権限に属せしめる事務を定める条例(平成二十一年福島県条例第七十一号)第一条第二項に規定する口頭で意見を述べる機会の付与」と、第十五条、第十七条第二項及び第二十二号第三項中「不利益処分」とあるのは「地方公務員法第八条第一項第十二号の規定により福島県人事委員会の権限に属せしめる事務を定める条例第一条第二項各号に規定する処分」と、第十五条、第十六条、第十九条及び第二十条第六項中「行政庁」とあるのは「福島県人事委員会」と、第十九条中「指名する職員その他知事等が定める者」とあるのは「定める者」と、第二十条第二項から第五項までの規定中「行政庁」とあるのは「退職手当管理機関(福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)第十三条第二号の退職手当管理機関をいう。)、福島県教育委員会(地方公務員法第八条第一項第十二号の規定により福島県人事委員会の権限に属せしめる事務を定める条例第一条第二号に規定する諮問を行う場合に限る。)、福島県公営企業の管理者又は福島県立病院事業の管理者」と読み替えるものとする。

(補 則)

第四条 この規則の施行に關し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

福島県人事委員会が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規則をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十六号

福島県人事委員会が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号。以下「条例」という。)第十四条第一項及び第十九条第六項の規定により、退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定めるものとする。

第二条 条例第十四条第一項に規定する退職手当管理機関の規則で定める事情は、当該退職した職員であった者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であった者の勤務の状況、当該退職をした職員であった者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした職員の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響とする。

第三条 条例第十九条第六項に規定する退職手当管理機関の規則で定める事情は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち同条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当に係る租税の額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

福島県人事委員会訓令第一号

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年七月十四日

福島県人事委員会事務局

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局処務規程(昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長の専決事項の欄第五十六号を同欄第五十七号とし、同欄第五十五号の次に次の一号を加える。

五十六 地方公務員法第八条第十二号の規定により福島県人事委員会の権限に属せしめる事務を定める条例第一条第二項に規定する意見陳述の機会の付与に関する手続を定める規則(平成二十一年福島県人事委員会規則第十五号)第二条の規定による処分を受けるべき者に対する意見陳述の機会の付与の申立てを行う意思の有無の確認

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第二号

福島海区漁業調整委員会が退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定める規程を次のように定める。

平成二十一年七月十四日

福島海区漁業調整委員会

第一条 この規程は、福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号。以下「条例」という。)第十四条第一項及び第十九条第六項の規定に基づき、退職手当の支給を制限する処分及び退職手当相当額の納付を命ずる処分を行う場合に勘案すべき事情を定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

第二条 条例第十四条第一項の規定に基づき退職手当管理機関の定める事情は、当該退職した職員であった者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした職員であった者の勤務の状況、当該退職をした職員であった者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした職員の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響とする。

(一般の退職手当の額)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる場合に勘案すべき

事情

第三条 条例第十九条第六項の規定に基づき退職手当管理機関の定める事情は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち同条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当に係る租税の額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。